

概要版

大町町障がい者計画

(令和8年度～令和17年度)



令和8年2月

大町町

1. 策定の趣旨

近年、障がい者を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。「障がい者差別解消法」や「障害者総合支援法」の改正により、障がいのある人が地域で安心して暮らし、多様な社会参加を実現できるよう、合理的配慮の提供や地域生活支援の充実が強く求められています。

一方で、障がい者の高齢化や障がいの重度化に加え、支援する家族の高齢化といった複合的な課題が顕在化しており、地域全体で支える仕組みづくりや相談支援体制のさらなる整備が喫緊の課題となっています。

大町町においては、これまで「総合計画」や「地域福祉計画」等に基づき、福祉サービスの整備や啓発活動を柱とした「大町町障がい者計画」を推進してまいりました。現行計画が令和7年度をもって期間満了を迎えるにあたり、国・県の政策動向や本町が抱える諸課題を的確に反映し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現をめざし、次期「大町町障がい者計画」を策定するものです。

合理的配慮：

障がいのある人が社会生活において、平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性・困りごとに合わせて行われる配慮。

2. 計画期間

本町では、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度まで（10年間）とします。

3. 基本理念

大町町障がい者計画においては、「障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を基本理念とし、障がい者本人や介護をされているご家族等の支えになるような施策を展開します。

障がいのある人もない人も
お互いに人格と個性を尊重しながら
住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会



4. 基本目標

基本理念の実現に向け、次のような基本目標に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。



基本目標

1

地域生活の支援体制の充実

障がい者が地域で安心して生活できるような支援体制の充実を図ります。

基本目標

2

自立と社会参加の促進

障がい者自身が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるよう、支援体制の充実を図ります。

基本目標

3

安全・安心な生活環境の実現

ノーマライゼーションの考え方のもと、すべての町民が安全・安心な環境で過ごせる暮らしやすい地域づくりをめざします。

ノーマライゼーション：

障がいのある人もない人も、同じように地域で普通に暮らせる社会を目指す考え。



5. 施策体系

基本目標	基本施策	施策の展開方向
1. 地域生活の支援体制の充実	1. 福祉サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 権利擁護の推進
	2. 保健医療サービスの充実	(1) 医療・医学的なりハビリテーションの充実 (2) 精神保健・医療の提供 (3) 難病・医療の提供
	3. 障がい児への支援・教育の充実	(1) 乳幼児期の保健・療育の充実 (2) 障がい児支援の充実 (3) 教育支援体制の充実 (4) インクルーシブ教育の推進 (5) 就学前保育・教育等の充実 (6) 進路指導體制の充実
2. 自立と社会参加の促進	1. 雇用・就労の促進	(1) 就労支援の推進 (2) 就労体制の充実 (3) 雇用環境の整備
	2. 社会参加の促進	(1) 交流・ふれあいの場づくり (2) 文化・スポーツ・レクリエーションの参加促進 (3) 生涯学習機会の充実
3. 安全・安心な生活環境の実現	1. 啓発・広報活動の推進	(1) 啓発活動の充実 (2) 地域福祉の推進 (3) ボランティア活動の促進
	2. 生活環境の整備	(1) 移動手段の確保 (2) 住宅環境の整備 (3) 生活安全の確保 (4) 災害時体制の整備
	3. 相互理解の促進	(1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報アクセシビリティの充実

インクルーシブ教育：

障がいのある子もいない子も、できるだけ同じ場で学び合う教育のこと。互いの理解と共生意識を育てることが目的。

情報アクセシビリティ：

障がいのある人を含むすべての人が、必要な情報に支障なくアクセスできる状態。文字の大きさや色、音声読み上げなど、情報の受け取り方に配慮した工夫が含まれる。

大町町障がい者計画（概要版）

発行年月：令和8年2月

〒849-2101 佐賀県杵島郡大町町大字大町 5017 番地

発行者：大町町 編集：福祉課

電話 0952-82-3185 FAX 0952-82-3060